

オンライン会議時の申し合わせ（令和3年6月10日議員全員協議会決定）

取手市議会会議規則第94条の2第2項の規定に基づき、オンライン会議システムを活用した会議の方法その他必要な事項として、議長は次のとおり別に定める。

- 1 安定した通信環境を確保すること及び音声認識システムの効果を最大限発揮できるよう音声発信機器の使用に努めるものとする。
- 2 会議前日までに使用機器やアプリケーションのアップデート、再起動等、機器整備及び機器操作の習熟に努めるものとする。また、急な停電や災害有事に備え、使用機器の充電や予備電源を確保する。また、原則として会議の開議予定時刻の15分前までに、取手市議会事務局との通信環境を確認するものとする。
- 3 議案や請願等の採決を行う予定がある場合には、開議前にSide Books及びZoom双方を起動しておかなければならない。
- 4 委員長の議事整理権及び秩序保持権に係る委員会条例第11条の規定は、オンライン会議システムを活用した会議においても適用されるものとする。
- 5 会議進行時（特に表決時）に通信環境や使用機器の不具合等により、オンライン会議の出席が明確でないときは、委員長は休憩し、復旧を待って会議を再開することを基本とする。ただし、速やかな復旧ができないときは、会議に諮って議事を進めることができるものとする。この場合において、次の発言順位の委員又はオンライン参加委員等に発言を行わせるものとし、オンライン参加委員等の通信環境が改善された場合には、改めて発言を行わせるものとする。

【主な不具合による対応想定の例示】

- ①議員・委員側における不具合やSide Booksの不具合時は、上記本申し合わせによる運営により対応することを基本とする。
- ②議会事務局（ホスト）側やZoom、Googleなどシステム側の不具合時は、前触れなく「会議室」の消滅が想定される。現状では、議事進行を務める者が取手市議会議事堂等、会議室に来庁して参加しているため、定足数を欠いた後「休憩」の宣告は可能。全出席者が完全オンライン時は、自然散会・閉会となる。（開議中の場合）

なお、開議前に発生した場合は会議を開くことができないため、システムの復旧を待つ、または日程再調整を電話等により行うことを基本とする。
- 6 電子採決システムを使用する会議時において、「賛成」「反対」「棄権」ボタンのいずれかを出席議員・委員自らが押さなければならない。また、議決機関の議員・委員として他者の関与・介入を疑われることのないよう周辺的环境に配慮しなければならない。

電子採決システムを使用する会議時は、あらかじめ招集議員・委員に電子メール（市から貸与されているタブレット端末の「iCloud メールアドレス」1つのみ）にて入室コードを議会事務局職員が送信する。出席議員・委員は、これを確認して会議に出席しなければならない。また、いかなる理由があっても他の者に入室コードを漏らしてはならない。ただし、メール送受信の不具合等により、入室コードを確認できないときは、Zoomチャット機能により、当該委員にのみ議会事務局職員が送信することができる。
- 7 オンライン会議時の表決は、原則として、簡易表決又は挙手による表決を基本とし、付託議案や請願等の採決を行うときには電子表決システムにより行うこととする。

- 8 電子採決システムによる表決時、賛否を表明しない者として「棄権ボタン」を押した者は、会議を退室したものとみなし、委員長は、表決結果宣告後、棄権ボタンを押した当該委員名を発言する。
委員会記録等への表決結果欄には「不」「不在」等と表記するものとする。
- 9 服装は、議場または会議室出席時と同様とし、出席議員・委員がはっきりと認識できるようにして出席しなければならない。
- 10 オンライン出席議員・委員が、離席、早退するときは、オンライン会議システム上で音声またはZoomチャット機能によって、議事進行を務める者にその旨を明らかにしなければならない。
- 11 バーチャル背景等、映像の加工機能を使用するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。なお、許可を得てバーチャル背景等を使用する場合には、共通のバーチャル背景として議長が指定したもの(令和3年6月10日時点 Zoom「ぼかし」)を使用しなければならない。
- 12 委員長は、オンライン会議システムを活用した会議において、取手市議会基本条例(平成23年条例第23号)第5条第3項の規定による請願の代表提出者等からの発言の申出があった場合には、オンライン会議システムにより当該発言をさせることができる。
- 13 体調管理を目的とする水分補給は必要最小限にとどめるものとする。
- 14 委員長は、オンライン会議システムを活用した会議を行うときは、取手市議会議事堂その他の部屋に当該会議を傍聴することができる環境を設けるものとする。
- 15 電子採決システムによる表決結果の宣告は、全員賛成・賛成多数等の結果の宣告のみとする。
- 16 委員長はできる限り招集場所とした会議室での出席を基本とするが、委員長がオンライン会議システムにより会議に出席するときは、副委員長は招集場所とした会議室での出席に努めるものとする。
- 17 上記各項については、やむを得ない事情等により、あらかじめ議長または委員長の許可を得た場合はこの限りでない。